

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和49年6月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年6月まで
申立期間の国民年金保険料を納付していたのに、還付されているとのことであるが、還付される理由が無く、還付された記憶も無いので納付済みとされていないことに納得ができない。
また、昭和50年6月の保険料は、厚生年金保険と重複しているので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持している領収証書及び国民年金保険料納付カードにより、申立人が国民年金保険料を納付していたことが確認できるものの、国民年金被保険者台帳では、申立期間の保険料の還付記録があり、オンライン記録にも、申立人の国民年金被保険者資格喪失日は昭和49年6月28日と記録されており、申立期間の保険料の還付が行われている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格喪失日は昭和50年6月28日であり、申立人が同年6月27日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、国民年金手帳に記載された国民年金被保険者資格喪失日に不自然さは無く、申立期間のうち、昭和49年6月から50年5月までの期間は、国民年金の任意加入被保険者期間であり、当該期間に係る記録は、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたこと等が認められることから、当該期間については、国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

一方、昭和50年6月については、申立人は厚生年金保険の被保険者期間であることから、国民年金保険料が還付されたことについて、不自然さは見られない上、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月から50年5月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和20年6月1日、資格喪失日は21年4月24日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年6月は50円、同年7月から21年3月までは40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から21年4月24日まで

A社のBとして勤務していた時代の厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、昭和20年6月1日に資格を取得したことを確認できたものの、資格喪失日が判明しないとのことであり、申立期間の加入記録が無かった。資格喪失日を調査・確認の上、年金記録に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和20年6月1日、資格喪失日は記載無し）が確認できる。

また、申立人は、「昭和21年4月まで勤務していた。」と主張しているところ、申立期間当時の勤務状況等に係る供述が具体的であることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、当該被保険者名簿によると、当該未統合記録の者を含む7人については、資格喪失日の記載が確認できないが、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳によると、当該未統合記録の者を除く6人については、資格喪失日が記録されており、このうち最も早く資格喪失している者の資格喪失日は、昭和21年4月24日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の記録であると認められることから、申立人のA社における資格取得日は昭和20年6月1日、資格喪失日は21年4月24日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和20年6月を50円、同年7月から21年3月までを40円とすることが妥当である。

滋賀厚生年金 事案 762

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和50年7月17日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月17日から同年7月17日まで

卒業後、最初に就職したA社には昭和50年4月1日から同年7月16日まで在籍した。退職に当たっては社会保険の期間が空かないように、同社と転職先の会社に配慮してもらった記憶がある。

ところが、オンライン記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和50年5月17日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が昭和50年7月16日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が加入するB厚生年金基金の加入員証及び企業年金連合会発行の年金支給義務承継通知書によると、申立人に係る同基金加入員資格の喪失日は、昭和50年7月17日であることが確認できる。

さらに、A社人事厚生部の担当者は、「現在、最も古いもので、昭和57年の資料が残っているが、それを見ると、厚生年金保険と厚生年金基金の届出書は一体となった複写式である。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和50年7月17日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

滋賀厚生年金 事案 763 (事案 127 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年5月21日から33年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月15日から33年7月1日まで
前回、A社においてBとして勤務していた申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることについて、納得できないと申し立てたが、記録訂正する必要がないとの回答であった。

その後、新たな資料としてA社に勤務した期間の一部についての皆勤を表する表彰状が見つかったので、再度調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和33年7月1日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日までの期間に申立人の氏名は見当たらず、申立人の厚生年金保険の資格取得手続が行われた形跡は認められないこと、ii) 当該事業所は既に全喪しており、申立人に係る申立期間の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり新たな資料として提出されたA社が申立人に贈った皆勤表彰状に基づき、申立人が、申立期間のうち、昭和32年12月21日から33年6月30日までの期間は勤務していたことが確認できる。

また、再申立てを受けて同僚8人に照会を行ったところ、そのうち3人から、「申立人は、A社のC事業所がD市E区F（当時の地名）から同市G区H（当時の地名）に移転したときに営業班長に抜てきされ、私はその下でBをしていた。部下の私が厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されているのに、管理者である申立人が控除されていないはずはない。」との証言が得られ、この証言における事業所移転日は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により昭和31年5月21日であることが確認できる。

さらに上記の同僚3人のうち2人は、「申立人のA社における営業班長としての業務内容及び勤務形態は、移転後のD市G区Hの事業所に勤務している期間に変更が無かった。」と証言していることから判断して、D市G区Hの事業所に申立人が勤務していた期間は、厚生年金保険被保険者としての記録が有る期間も含めて雇用形態等に何ら変化が無く継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、営業班長に抜てきされた昭和31年5月21日から33年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月のオンライン記録及び当該期間における同僚の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年5月から33年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和28年6月15日から31年5月20日までの期間については、複数の同僚の証言により、申立人がA社の事業所（D市E区F）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚（A社（D市E区F）の前身であるI社のD市E区Fの事業所から転籍した者を除く。）で、自身のA社への入社日を記憶している3人について、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格取得年月日を確認したところ、入社日から資格取得日までの期間が最短で約1年、最長で約4年であることが確認できる。

このことから判断すると、申立期間当時、A社では、入社後相当期間厚生年

金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

このほか、新たに証拠として提出された表彰状、A社のD市G区の事業所における勤務実態に係る同僚の証言以外に、申立人の同市E区の事業所における厚生年金保険の加入の取扱い及び保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得ることができず、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録、及びB社における資格取得日に係る記録をそれぞれ平成16年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月27日から16年3月19日まで

平成12年2月1日にB社に入社以降、現在に至るまで同じ場所で勤務しており、退職等したことは無い。勤続途中に、同社の構内下請事業所であるA社に籍を置いたことはあるが、間が空くことはあり得ず、給与明細書を見ても申立期間の厚生年金保険料が引かれている。

厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社及び同社のグループ会社に継続して勤務し(平成16年1月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の給与明細書に記載された平成15年12月の保険料控除額、及びB社の給与明細書に記載された16年1月及び同年2月の保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所(当時)の記録どおり、資格喪失日を平成15年12月27日に、資格取得日を16年3月19日として誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月17日から同年2月28日まで
A社B工場から同社C工場(当時)に転勤になった時も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。同社B工場から同社C工場に転勤した際、同社B工場における被保険者資格の喪失日が誤って記録されたものと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場が発行した在籍証明書、健康保険被保険者資格取得証明書、雇用保険の記録及び同社B工場の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和47年2月28日にA社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年9月までの期間、50年11月から52年7月までの期間、53年7月から同年12月までの期間及び54年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から同年9月まで
② 昭和50年11月から52年7月まで
③ 昭和53年7月から同年12月まで
④ 昭和54年6月から同年8月まで

ねんきん特別便が送付されてきて驚いた。会社で働いていた時は厚生年金保険に加入していたので問題は無いが、申立期間①、②、③及び④については国民年金の加入期間であり、A県の実家で家事手伝いをしていた。亡くなった母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月6日に払い出され、52年8月18日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②については国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和53年4月10日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより同日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、婚姻（昭和54年11月*日）に伴いB県C町へ住所変更した後の54年11月13日に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、同年9月6日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものの、当該手帳記号番号は、先の手帳記号番号の払出しが後日、判明した

ため取消処理が行われていることが確認できることから、申立期間③及び④についても、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、手続を行ったとされる申立人の母親も既に死亡していることから申立期間①、②、③及び④の保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 40 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 48 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 48 年 12 月まで

Aにいる時に国民年金に加入した。Bをしている間は、国民年金保険料はC会が納付してくれていたはずであるのに、未納期間があるのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身がBをしている間、国民年金保険料はC会が納付してくれていたはずであるとして、申立期間①及び②について申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①及び②について、D会所属のB及びその妻に係る国民年金保険料の納付を行っていたE会（昭和 35 年 5 月にF会から独立し、任意団体として設立）は、「B及びその妻の国民年金の加入手続及び保険料納付を、当会において平成 8 年まで行っていたが、当時の資料が無いことから、その開始時期及び保険料の納付状況については不明である。当時は、各Bから提出のあった納付書により保険料を納付していたようである。」と回答している。

また、申立人と同様に、AからGに異動したBで記録が確認できた同僚 6 人の国民年金保険料の納付状況を調査した結果、昭和 54 年に特例納付により納付している同僚一人を除く 5 人についても、申立期間①については納付記録が確認できないことから、E会が、B及びその妻の国民年金の加入手続及び取りまとめた国民年金保険料の納付を始めたのは、40 年 4 月からであったことがうかがえる。

さらに、申立期間②については、昭和 48 年 3 月に結婚した申立人の妻の国

国民年金手帳記号番号は49年2月23日に払い出され、45年1月18日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できるものの、その妻についても48年12月までは未納期間と記録されている上、前述の申立人の同僚6人のうち、一人は、申立期間②の一部期間について納付記録が確認できず、もう一人は、申立人と同様に申立期間②の全期間について納付記録が確認できない。

加えて、申立人自身は申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 から 平成 2 年 12 月 まで

妻が昭和62年9月1日に共済組合の加入員でなくなってから、私がA社で厚生年金保険に加入する平成3年1月1日までの間、妻は国民年金の納付記録がある。当時、妻は私の分も含めて二人分の国民年金保険料を市役所で支払っていた記憶があると言っている。私の納付記録が無いのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を市役所で納付したとしているが、申立期間当時、妻の納付方法は口座振替であり、B銀行C支店の妻名義の口座に係る取引異動明細記録により、申立期間に一人分の国民年金保険料のみ引き落とされていることが確認でき、同行C支店の申立人名義の口座に係る取引異動明細記録からは、国民年金保険料が引き落とされていることは確認できなかった。

また、申立人は、昭和61年9月10日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けて第3号被保険者の資格を取得しているが、62年9月1日に同資格を喪失していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

平成3年4月から、20歳以上の学生は国民年金に強制加入となったが、当時は大学生であったため国民年金保険料を支払うことができず、就職後の4年8月に賞与から10万円余りを母に渡し支払ってもらった。当時、母は、A市役所B支所で開催されたC教室に通っており、そのついでに同支所の受付の年配の女性に申立期間の保険料を支払った。その後、平成9年に国民年金第1号被保険者となり、初めて年金手帳を受け取ったが、母に支払ってもらった申立期間の保険料納付の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成9年1月の基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれないことから、申立期間については国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、平成4年8月にA市役所B支所で申立人の国民年金の加入手続をして、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、この時点においては、申立期間は過年度の保険料となり、A市は、「市役所支所では、過年度保険料を収納することや預かるということではできなかつた。」と回答している。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明確であり、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 766

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 29 日から 60 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る記録が無い旨の回答をもらったが、申立期間である昭和 59 年 12 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和 59 年 12 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは認められる。しかしながら、A社から提出された申立人の退職願及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和 59 年 12 月 28 日付けで同社を退職していることが確認できる。また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と定められており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と定められていることから、申立人の主張する昭和 59 年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とされない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 59 年 12 月の厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められるものの、申立期間において申立てに係る事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 29 日から同年 12 月 1 日まで
平成 3 年 11 月末までは、A 社に在籍していた。給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同年 11 月の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が平成 3 年 11 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは認められる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は、平成 3 年 11 月 28 日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「賃金締切日である 11 月 25 日までは勤務していた。また、自身が所持するスケジュール帳には、お店に 11 月 27 日に書類を取りに、11 月 30 日に給料をもらいに、12 月 1 日に書類をもらいに行ったと記録しているが、それ以上のことは書かれていないし、記憶も無い。」と供述している。

さらに、労働基準法では、申立期間当時の年次有給休暇の付与要件は、1 年以上の継続勤務と定められており、申立人の A 社における勤務期間を考え合わせると、申立人が当該事業所を退職する際、年次有給休暇をまとめて取得したとも考え難い。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と定められており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった

日の翌日と定められていることから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である平成3年11月29日とされ、申立人の主張する同年11月は、厚生年金保険の被保険者期間とされない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、平成3年11月の厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められるものの、申立期間において申立てに係る事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月29日から21年5月14日まで
② 昭和24年4月1日から27年1月1日まで

高等小学校を終えた昭和17年ごろ、A社B工場に入社した。その後、同工場がC社B製作所（後に、C社B工場となる。）に買収されたことに伴い、同事業所へ移ったが、終戦後の24年4月1日に、今度は同事業所がA社B工場に譲渡され、以降26年12月末日をもって退職するまで同社B工場に勤務した。

ところが、C社B製作所に勤務していた期間のうち、昭和20年9月29日から21年5月14日までの期間及びA社B工場に勤務していた全期間が記録から漏れている。

同じように勤務していた人は年金が支給されているし、勤務していたことを証明してくれる人もいるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同期間を含め昭和24年4月1日までC社B工場に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、C社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日に被保険者資格を取得した被保険者の中から、申立人の前後100人を調査したところ、昭和20年中に86人が資格喪失していることが確認できる上、申立人と同時期に資格喪失した複数の被保険者から事情を聞いた結果、「終戦に伴い、操業できない状態となったため、退社した。」、「終戦によりしばらく自宅待機となったが、会社から連絡を受けて、残務整理のため再び勤務するようになった。」との証言があることから、当時のC社B製作所は、終戦に伴い操業が不能になったことから、従業員の大半を

いったん解雇（自宅待機）させたものと推察される。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和19年6月1日に資格取得、20年9月29日に資格喪失（解雇）、21年5月14日に資格取得、24年4月1日に資格喪失（解雇）と記載されており、当該記録は、オンライン記録とも一致する。

申立期間②について、申立人と同じく昭和24年4月1日にC社B工場において被保険者資格を喪失した者の中に、同日付けで、A社B工場において資格を取得した者は見当たらない。

また、申立期間①及び②について、C社及びA社B工場に照会したが、いずれの事業所からも、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取り扱いを確認できる資料等は得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げたC社B製作所の同僚のうち、連絡が取れた4人も申立人と同様に、申立期間①及び②の被保険者記録が無い上、当該4人からは、申立人の勤務実態及び保険料控除を裏付ける証言を得ることもできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月ごろから 48 年 4 月 1 日まで

A事業所で、昭和 45 年 6 月ごろから B をしていた。健康保険証を事業所からもらった記憶があるため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主及び同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚についても、申立人と同様に、A事業所における厚生年金保険被保険者記録が無い上、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚が、入社時期と被保険者資格取得時期に、相当期間のかい離がある旨証言している。

また、A事業所は、「当時の資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険の加入については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、A事業所における雇用保険の記録も確認できない。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から35年5月1日まで

私は、申立期間において、A社からB社のC売場へ派遣されて勤務していたが、昭和35年5月に退職するに当たり業務を引き継いだ後任者は厚生年金保険に加入しているのに、私には厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に在籍していた同僚は、「私は、営業社員として、D地区のEのC売場を担当していた。申立人を知っているが、入社及び退職の時期については、はっきり覚えていない。おそらく、アルバイトとして勤務していたと思う。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の営業事務担当者は、「各Eに派遣されて勤務する社員は、正社員扱いとアルバイト扱いに区分されていたが、こうした区分にかかわらず、保険料を給与から控除すると給与の手取額が少なくなることから、厚生年金保険の加入を希望しない社員もいた。社員全員が厚生年金保険に加入していないので、申立人も厚生年金保険に加入していなかったかもしれない。」と証言している。

また、A社は、昭和50年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業承継先であるF社に照会しても、当時の人事記録は承継されておらず、当時の事業主及び経理責任者も所在不明であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。